

## 上里町有料広告掲載基準

### 第1 趣旨

この基準は、上里町有料広告掲載要綱（以下「要綱」という。）第3条の規定に基づき、広告の掲載範囲及び広告掲載基準を定めるもので、これに基づき広告内容を審査し適否の判断を行うためものとする。

### 第2 基準の基本的な考え方

町が保有する広告媒体は、公共性と信頼性を有することから、掲載する広告は、社会的にも信用度が高く、公序良俗や住民福祉の理念に沿うもので、町民に不利益を与えない中立性のあるものとする。

また、広告表現についても町の品位を損なわないものとする。

### 第3 掲載が適当でない広告

要綱第3条第1項第6号の規定により広告掲載として適当でないものは、次の事項とする。

#### 1. 規制業種又は業者

- (1) 暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団若しくはこれに類する組織又はそれらの関連企業
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律に定める風俗営業又はそれらの関連する企業及び類似の業種
- (2) 医療、医薬品、化粧品等の広告で医療法、薬事法等に抵触する業者
- (3) 貸金業の規制等に関する法律に定める貸金業（消費者金融）
- (4) 商品先物取引に関するもの

#### 2. 広告掲載内容

- (1) 人権侵害、名誉き損及び差別的なもの
- (2) 法令等に違反又は抵触するもの
- (3) 第三者を誹謗、中傷又は排斥するもの
- (4) 非科学的又は迷信に類するもので、読者を惑わせたり、不安をあたえるおそれのあるもの
- (5) 国内世論が大きく分かれているもの
- (6) 青少年保護や育成上、好ましくないと思われるもの
- (7) 町民の健康上、好ましくないと思われるもの
- (8) 町の事業の円滑な遂行に支障をきたすもの

#### 第4 広告表現に係る基準

要綱第3条第2項の規定に基づき広告表現に関する掲載基準は、次の各号のとおりとし、掲載の都度、次の項目について広告内容を検討し判断することとする。

##### 1. 表現に係る基準

- (1) 誇大な表現、根拠のない表示及び誤認を招くような表現  
「世界一」「一番安い」 根拠となる資料を要する
- (2) 射幸心を著しくあおる表現  
「今が・これが最後のチャンス」
- (3) 裸体姿等必然性のないものや悪戯に好奇心をあおるもの
- (4) 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現
- (5) 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現
- (6) 著作権、肖像権にかかるもの  
「無断使用がないか」の確認
- (7) 不当表示にかかるもの  
「行程のない場所の写真」など内容と相関性に著しく相違があるもの
- (8) 人権・プライバシーを不当に侵害するような表現

##### 2. 業種ごとの個別基準

- (1) 人材募集  
人材募集に見せかけて、売春等の勧誘や斡旋の疑いのあるもの  
人材募集に見せかけて、賞品・材料及び機材の売りつけや資金集めの疑いのあるもの
- (2) 学習塾・予備校、語学教室など  
合格率など実績を掲載する場合は、実績や根拠を明確にすること  
安易さや授業料・受講料の安価さを強調する表現は使用しない。
- (3) 資格講座  
民間の講習業者があたかも国家資格の講座や設置が必要などという誤解を招くような表現は使用しない。  
資格講座だけで国家資格が取れるというような紛らわしい表現は使用しない。  
受講費用がすべて公的給付でまかなえるかのように誤認される表示はしない。
- (4) 病院、診療所、施術所など  
医療法第69条又は第71条の規定により広告できるもの以外は、一切広告できない  
あん摩、マッサージ指圧、はり師、きゅう師等に関する法律第7条又

は柔道整復師法第24条の規定により広告できるもの以外は、一切広告できない。

- (5) 介護保険法に規定するサービス・その他高齢者福祉サービス  
介護保険の給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区分し、誤解を招くような表現は使用しない。

広告掲載主体に関する表示は、法人名代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。

- (6) 不動産事業

不動産事業者の広告は、名称、所在地、電話番号、認可免許証番号等を明記する。

不動産売買や賃貸の広告は、取引様態、物件所在地、面積、建築年月日、価格、賃料、取引条件の有効期限を明記する。

不動産の表示に関する公正競争規約による表示規制を行う。

- (7) 弁護士・税理士・公認会計士

掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業内容に限定する。

- (8) 旅行業

登録番号、所在地、補償の内容を明記する。

- (9) 通信販売業

返品等に関する規定を明確に表示すること。

特定商取引に関する法律第11条に規定する事項を掲載しなければならない。

- (10) 雑誌・週刊誌等

適正な品位を保った広告であること

見出しや写真の性的表現などは、青少年保護の点で適正なものであること

犯罪被害者の人権・プライバシーを不当に侵害するような表現がないもの

有害図書でないもの

- (11) 映画・興業

暴力、とばく、麻薬及び売春などの行為を容認するようなものは掲載しない

性に関する表現で扇情的、露骨及びわいせつなものは掲載しない

内容を極端にゆがめたり、一部のみを誇張した表現等は使用しない

ショッキングなデザインは使用しない。

- (12) 募金

募金内容は、社会福祉事業のための寄付募集に限る。

厚生労働大臣又は都道府県知事の許可を得たもので、そのことを明記する。

( 1 3 ) 占い・運勢判断、結婚相談所・交際紹介業、調査会社・探偵事務所、労働組合

掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。

附 則

この基準は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。